

バリアフリー改修工事をした住宅の固定資産税が減額されます —高齢者等居住改修住宅等の減額—

減額の対象となる住宅は？

次に掲げる要件を満たす住宅です。

- (1) 新築された日から10年以上経過した住宅であること。
- (2) 居住部分の割合が当該家屋の1/2以上あること(ただし、家屋の賃貸部分は減額になりません)。
- (3) 平成28年4月1日から令和6年3月31日までの間に法令で定めるバリアフリー改修工事が行われたものであること。
- (4) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- (5) バリアフリー改修工事に要した費用の額が一户あたり50万円を超えていること。ただし、国又は地方公共団体からの補助金等の交付等がある場合には、当該バリアフリー改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額が、一户あたり50万円を超えていること。
- (6) 改修工事完了後、原則として3ヶ月以内にご申告いただくこと。
- (7) ご申告時に、①改修工事完了年の翌年の1月1日における年齢が65歳以上の方、②要介護認定又は要支援認定を受けている方、③障害のある方(地方税法施行令第7条該当)のいずれかの方が当該家屋に居住していること。
- (8) 耐震基準適合住宅に係る減額等の適用中でないこと(この減額と重複して適用することはできません。)
- (9) 以前に、当該対象家屋がバリアフリー改修工事をした住宅にかかる固定資産税の減額を受けたことがないこと。

減額される期間・金額は？

改修工事完了年の翌年度分(改修工事完了日が1月1日の場合はその年度分)の固定資産税に限り、当該住宅の
一户あたり100㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1を減額します。

減額を受けるための手続は？

23区内の住宅の減額申告

【提出書類】

- (1) 固定資産税減額申告書
- (2) 当該家屋の納税義務者の住民票(※)
- (3) 居住者が上記「減額対象となる住宅は？」(7)①～③であることを証する書類(住民票、被保険者証等)
- (4) 自己負担額が50万円を超えているバリアフリー改修工事が行われたことを証する書類(工事明細書、写真、領収証等)
- (5) 補助金等の交付等がある場合にはその支給決定通知書
- (6) その他必要書類(家屋平面図等)

※申告書に納税義務者の個人番号を記載して提出した場合は、納税義務者の住民票を省略することができます。

【申告期限】

改修工事完了後3ヶ月以内に、その家屋の所在する区の都税事務所までご申告ください。

23区外の住宅の減額申告

恐れ入りますが、当該家屋の所在する各市町村へお問い合わせください。

バリアフリー改修工事に対する地方団体からの補助金等については、各区役所の担当窓口にお問い合わせください

「増改築等工事証明書」(バリアフリー改修工事による所得税控除で使用)をお持ちいただくと、「工事明細書」、「写真」、「領収証」、「補助金等の支給決定通知書」のご提出は不要です！



固定資産税減額申告書

都税事務所長宛

年 月 日提出

納 税 者	住 所	
	氏名又は 名称	
	連絡先	()

地方税法附則第15条の9第4項又は第5項に規定する固定資産税の減額（高齢者等居住改修住宅等）に必要な事項について、次のとおり、東京都都税条例附則第15条第2項の規定に基づき申告します。

1 区分所有に係る住宅

一棟の 表 示	所 在		建物の名称	構 造	床 面 積	建 築 年 月 日	
						m ²	. . .
専有部分 又は 独立区画	家屋番号	建物の番号 (室番号)	種 類 (用 途)	床 面 積			改修工事が 完了した 年 月 日
				居 住 部 分	そ の 他 の 部 分	計	
					m ²	m ²	m ²
							. . .

2 区分所有に係る住宅以外の住宅

所 在		家屋番号	種 類 (用 途)	構 造
床 面 積				建 築 年 月 日
居 住 部 分	そ の 他 の 部 分		計	
	m ²	m ²	m ²	. . .
独立区画 (室番号)	床 面 積			改修工事が 完了した 年 月 日
	居 住 部 分	そ の 他 の 部 分	計	
	m ²	m ²	m ²	. . .
独立区画 (室番号)	床 面 積			改修工事が 完了した 年 月 日
	居 住 部 分	そ の 他 の 部 分	計	
	m ²	m ²	m ²	. . .

(日本産業規格A列4番)

備考 減額を受けるべき家屋の見取図(写)等を添付すること。

※ 以下の欄に個人番号を記載した場合、住民票の添付は要しない。

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---